

令和2年度 市の収入未済額 (税金・料金等の滞納分)

定例会9月議会で財政経営課より提出された「令和2年度決算・収入未済額集計表」をもとに収入未済額の合計を「各会計別」に集計し、年度別に表にしました。その中で、**一般会計**については、収入未済額 **4億5,625万円** の内訳も表にしました。**令和2年度の収入未済額**は、全会計で**合計額が12億4,118万円**となり、平成23年度と比較して10年間で15億6,140万円減らしているのです。滞納額である収入未済額(12億4,118万円)の内訳は、**(令和2年度での未納分3億5,390万円 + 滞納繰越分8億8,728万円)**です。
収入未済額とは(税金・料金等の滞納分)のことです

市税	項目	金額
市税	個人市民税	5,914万円
	法人市民税	829万円
	固定資産税	3億547万円
	軽自動車税	1,705万円
市税以外の収入未済	老人ホーム入所負担金	6万円
	保育所保護者負担金	240万円
	休日夜間応急診療所使用料	0.3万円
	公営住宅使用料	1,585万円
	改良住宅使用料	447万円
	幼稚園保育料	4万円
	幼稚園預かり保育料	5万円
	土地建物貸付収入	3万円
	貸付福祉資金償還金	200万円
	空屋等緊急安全措置実費弁償金(債権放棄)	274万円
	給食費徴収金(幼稚園分)	7万円
	給食費徴収金(学校分)	105万円
	放課後児童クラブ利用負担金	13万円
	生活保護費返還金・徴収金等	3,704万円
	その他雑入	36万円
	市営住宅共益費	1万円
一般会計収入未済額合計		4億5,625万円

年度	一般会計	特別4会計	企業3会計	合計
H23	14億4,974万円	9億6,126万円	3億9,158万円	28億258万円
H24	13億2,299万円	9億2,721万円	3億6,003万円	26億1,023万円
H25	12億463万円	8億5,324万円	3億5,072万円	24億859万円
H26	10億5,777万円	7億7,254万円	2億9,448万円	21億2,480万円
H27	9億3,400万円	7億2,000万円	4億1,445万円	20億6,845万円
H28	7億9,767万円	6億6,023万円	3億8,816万円	18億4,606万円
H29	6億7,260万円	6億3,563万円	4億1,650万円	17億2,473万円
H30	6億1,825万円	5億9,505万円	3億5,965万円	15億7,295万円
R1	4億8,108万円	5億5,200万円	3億2,342万円	13億5,650万円
R2	4億5,625万円	4億9,289万円	2億9,204万円	12億4,118万円

「債権の放棄」をせずに「不納欠損」を行っていた!!

志摩市はこれまで、令和2年度までの間に、**破産又は倒産、死亡等**を理由とした回収の可能性が極めて低い債券については、**不納欠損**を行っていました。このたび、**定期監査**で「不納欠損を行った債権は、議会の債権放棄を得ておく必要があるのではないか」との指摘を受けました。その後、担当各課では法令の正確な解釈を確認し「**税外債権管理検討会**」へ情報共有を行い、債権放棄が必要である

債権について、市全体で調査を行いました。各課が**市役所の弁護士(総務部副参事)**と協力し、**地方自治法等法令により、「議会での債権放棄を得たうえで、不納欠損処分を行う」との解釈に基づき、**今回9月議会に、「**債権の放棄について**」の5議案が提出され、最終日の本会議において、**志摩市議会として初めてとなる、債権の放棄を認める決議**を行いました。

不納欠損 実施済分			
年度	件数	債権額	債権者は 事業所 他個人 債権の発生期間は 旧町時代の 平成元年以前から 平成28年にかけての 水道料金 債権放棄の理由は 破産又は倒産や 死亡又は所在不明
H20	1	4,735万6,738円	
H22	53	2,394万9,776円	
H23	5	83万3,024円	
H24	8	1,234万8,281円	
H25	33	1,216万4,128円	
H26	35	2,676万8,544円	
H28	8	2,829万2,879円	
H30	9	7,757万4,199円	
R1	12	3,213万5,193円	
計	164	2億6,142万2,762円	

不納欠損 未実施分			
年度	件数	債権額	不納欠損を R3年度で行う
R3	14	1,281万9,086円	

債権放棄 178件の中には **1,000万円以上の大口債券 8件、100万円以上の債権 17件** が含まれています。

債権者	債権額	債権放棄理由は ・行方不明・破産又は倒産・死亡 発生期間はS58年~H15年の 使用料
個人	58万1,000円	
個人	2万4,000円	
個人	37万5,000円	

債権者	債権額	債権放棄理由は生活困窮 発生期間はH30年5月
個人	273万6,720円	

債権者	債権額	債権放棄理由は ・死亡・破産又は倒産 発生期間はH21年~H26年
個人	12万円	
個人	61万7,500円	

債権者	債権額	債権放棄理由は ・破産又は倒産・生活困窮 発生期間はH17年~H25年
個人	4万3,365円	
個人	2万730円	
個人	9万7,980円	